

食安輸発0710第5号
平成24年7月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産オオバコエンドロのシペルメトリン及び台湾産養殖鰻のフラゾリドン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成24年7月10日付け食安輸発0710第1号)に基づき実施しているところです。

このたび、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成24年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成24年7月10日	タイ	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (シペルメトリン)
平成24年7月10日	台湾	養殖鰻及びその加工品	フラゾリドン